

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年8月14日 15時34分ごろ
発生場所	兵庫県たつの市藻振鼻南南西方沖 蔓島灯台から真方位103° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 44.5′ 東経134° 29.6′)
事故の概要	プレジャーボートO.A HOUSINGは、北西進中、干出浜（岩）に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年8月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート O.A HOUSING、5.8トン
船舶番号、船舶所有者等	271-40293兵庫、オーエイハウジング株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	プロペラ及び舵板に曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約59cm（飾磨）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人11人を乗せ、兵庫県姫路市男鹿島の棧橋を出航し、同県相生市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面上に本件マリーナまでの直線経路を表示して、その経路上を手動操舵により約10km/hの対地速力で北西進中、GPSプロッターの水深表示が急に浅くなったのを見た直後に衝撃を感じ、本船がたつの市沖ノ唐荷島と中ノ唐荷島との間の干出浜（岩）に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、118番通報して救助を要請し、船長及び乗船者は、来援した巡視艇及び近くで操業していた漁船により救助された。</p> <p>本船は、後日、本件マリーナが手配した船により、本件マリーナにえい航された。</p> <p>船長は、GPSプロッターに表示された直線経路上を航行すれば、本件マリーナまで安全に帰航できると思っていたが、本事故後、その経路は、陸地や浅瀬等を考慮していない経路であったことを知り、GPSプロッターの使用方法をよく理解できていなかったと思った。</p> <p>海図W1113（播磨灘北部）によれば、沖ノ唐荷島と中ノ唐荷島間は、干出浜（岩）である。</p> <p>船長は、沖ノ唐荷島と中ノ唐荷島間が、干出浜（岩）であることを知らなかった。</p>

	<p>本船の喫水は、船首尾共に約0.6mであった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、北西進中、船長が、沖ノ唐荷島と中ノ唐荷島との間が干出浜（岩）であることを知らず、GPSプロッターに表示された直線経路を安全な航路と思い、その経路上を航行していたことから、干出浜（岩）に向かって航行していることに気付かず、干出浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、北西進中、船長が、沖ノ唐荷島と中ノ唐荷島との間が干出浜（岩）であることを知らず、GPSプロッターに表示された直線経路を安全な航路と思い、その経路上を航行していたため、干出浜（岩）に向かって航行していることに気付かず、干出浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、あらかじめ海図等を用いて航行海域の水路調査を行い、航行の支障となる浅所を把握して、浅所を避ける航路を計画すること。 ・ 船長は、GPSプロッターの使用方法を十分に理解して利用すること。